参考資料1

令和６年度「高校生のための学びの基礎診断」の認定に関する審査委員会について

令 和 ６ 年 ６ 月 21 日
初等中等教育局長　決定

１．趣旨

高等学校教育の質の確保・向上のため，「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）の認定を受けるため民間事業者等から申請された測定ツール又は認定された測定ツールについて，基礎診断測定ツールの審査等に関する事項についての検討を行うために「高校生のための学びの基礎診断」の認定に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２．検討事項

（１）基礎診断測定ツールの審査等に関する事項
①認定等に関する審査
②指摘事項の対応状況の確認
（２）その他必要な事項

３．構成員

（１）審査委員会の構成員は，別紙のとおりとする。
（２）必要に応じて，構成員以外の者から意見を求めることができる。

４．審査委員会の運営

（１）審査委員会は，構成員の過半数が出席しなければ会議は成立しない。
（２）審査委員会に係る庶務は，初等中等教育局参事官付（高等学校担当）において処理する。
（３）その他，審査委員会の運営に関し必要な事項は，必要に応じ別に定める。

５．審査方法（「２．検討事項（１）①」に関するもの）

（１）「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）の認定等の審査は，「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」（平成３０年３月６日文部科学省初等中等教育局長決定、令和６年６月 20 日一部改訂）（以下「規程」という。）に規定する認定要件に基づき行う。
（２）基礎診断としての認定の審査は，規程５．（２）に定める分担審査及び全体審査により行う。
（３）審査委員会としての認定の可否案及び指摘事項の内容案を合議により決定する。また，本審査委員会の議事は，利害関係者を除く審査員の過半数で決し，可否同数のときは，座長の決するところによる。

６．開示・公開等

（１）審査員の氏名は公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがなくなった後，速やかに公開する。

（２）本審査委員会は非公開とする。
（３）議事要旨について，匿名とし，審査委員会終了後，審査結果が取りまとまった後に公開する。
（４）本審査委員会において配布した資料については，原則，議事要旨と一緒に公開する。ただし，本審査委員会が公開することが適当でないと判断した資料については，非公開とすることができる。

７．利害関係者の排除

審査委員会の構成員は，以下のいずれかに該当する場合は速やかに申し出るとともに，「２．検討事項（１）」について参画することが出来ないものとする。

（１）申請された測定ツール又は認定された測定ツールの実施事業者の役職員として在職（就任予定を含む。）し，又は３年以内に在職していた場合
（２）申請された測定ツール又は認定された測定ツールの開発に有識者として関与している場合，又は関与していた場合
（３）その他，中立・公正に審査を行うことが困難と判断される場合

８．守秘義務等

（１）審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については，外部にもらしてはならない。
（２）審査員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は，他の情報と区別し，善良な管理者の注意義務をもって管理する。
（３）審査資料等は，審査を行うことを目的とするものであり，その目的の範囲内で使用する。

９．その他

（１）「２．検討事項」に掲げる事項につき，検討の必要がある場合に審査委員会を開催し，開催に係る事項が取りまとめられた時に廃止する。
（２）審査委員会に係る庶務は，初等中等教育局参事官（高等学校担当）において処理する。

（別紙）

「高校生のための学びの基礎診断」に関する審査委員会　名簿

（敬称略・五十音順）

江原　美明	武蔵野大学教育学部教育学科特任教授	（英語）
岡本　和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構参与	（座長）
佐藤　和彦	ハリウッド大学院大学教授	（国語）
清水　美憲	筑波大学人間系・教授	（数学）
竹内　理	関西大学外国語学部教授	（英語）
寺尾　尚大	独立行政法人大学入試センター研究開発部准教授	（理論）
藤森　裕治	文教大学教育学部発達教育課程教授	（国語）
光永　悠彦	名古屋大学大学院教育発達科学研究科・教育学部准教授	（理論）
森田　常次	東京都立多摩科学技術高等学校長	（数学）

（計９名）